

■申請方法

原則として、妊娠予定・希望者および妊娠している女性本人が、未婚のパートナーを含む同居家族と併せて、健康増進課健康づくり班(日良居庁舎)で申請を行ってください。「抗体検査問診票」および「予防接種予診票」を発行します。

※妊婦本人が安静の必要がある場合は、同居家族の方が妊婦本人の母子健康手帳を持参の上、申請を行ってください。
※事前申込以外は助成の対象となりません。また、各総合支所・出張所では申請は行えませんのでご注意ください。

■持参物

・氏名、住所、生年月日が確認できる公的機関が発行した証明書(運転免許証、健康保険証等)

・妊婦本人の母子健康手帳(妊婦本人の代理で同居家族の方が申請する場合)・印鑑

■受診等

町内指定医療機関に事前に予約をし、「抗体検査問診票」または「予防接種予診票」および氏名、住所、生年月日が確認できるもの(健康保険証・運転免許証等)を持参し、受診してください。

医療機関では、助成額を差し引いた額が請求されます。

※山口県においても、風しん抗体検査を無料で実施しています。周防大島町と対象者が異なりますので、詳しくは山口県柳井健

康福祉センターへお問い合わせください。

・山口県柳井健康福祉センター
健康増進課
☎0820(22)3631

成人用肺炎球菌予防接種について

予防接種法により、山口県内の広域予防接種協力医療機関において、成人用肺炎球菌予防接種を公費負担(一部自己負担)で実施しています。

■実施期間

4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

■料金 自己負担金 2790円

※生活保護世帯の方は自己負担免除となります。

■平成28年度の対象者

成人用肺炎球菌予防接種を希望される方で、周防大島町内に住所がある次の方、なおかつ、予防接種に対して理解し自分で意思表示ができる方が対象になります。

○平成29年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。

○60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。

※ただし、過去に成人用肺炎球菌ワクチン(ポリサツカライド)の接種をうけたことのある方は対象となりません。

■持参するもの 住所および生年月日が確認できるもの

(健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・運転免許証等)を必ず持参してください。

※接種前に4月に各戸配布した「成人用肺炎球菌予防接種実施について」をよく読んで接種してください。

※予防票は医療機関にあります。

特定不妊治療費の助成を実施しています

周防大島町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。なお、平成28年度から対象範囲および金額等が変更になっています。

■対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

・法律上の婚姻をしている夫婦
・申請日に、町内に住民票を有する夫婦

・山口県が指定する医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦

※他の都道府県が指定している医療機関も可能です。

・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された夫婦

■助成内容

▼助成の範囲と回数

○妻の年齢が43歳になるまでに治療を開始された夫婦で、通算10回までを助成
※これまでの助成回数を含みます。

▼助成額等

①夫婦の合計所得額730万円未満の場合
・山口県の助成が受けられる場合(※先に県への助成申請を行ってください)。
治療に要した費用から山口県の助成決定額を差し引いた額に対して、1回の治療につき、15万円(治療区分によっては7万5000円)を上限として助成。

・過去の助成回数により、山口県の助成が受けられなくなった場合
1回の治療につき、30万円(治療区分によっては、15万円)を上限として助成。

②夫婦の合計所得が730万円以上の場合
・1回の治療につき、7万5000円(治療区分によっては、3万7500円)を上限として助成。

※夫婦の合計所得は、申請日の前年(1月から5月までの申請については前々年)分です。

※上記の特定不妊治療費の助成制度とは別に、一般不妊、人工授精及び男性不妊治療費の助成制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504